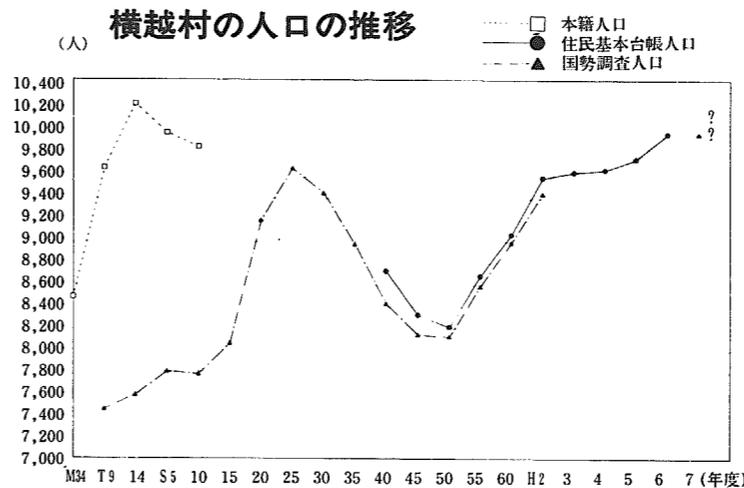


町制施行へ弾みつく 人口1万人達成



記念状を手渡される父親の昌弘さん



一人目は中村翔香ちゃん

九月十四日に横越村の住民基本台帳人口が一人を達成し、これを記念して記念式典が行われました。

村民一人目は横越上中村昌弘さんと千寿子さん夫妻の長女翔香ちゃん。佐藤助役から一人目の住民誕生のお祝いの言葉と平成八年町制施行への決意が述べられた後、記念状と記念品の置時計が手渡されました。

この日出生届を出しにきた昌弘さんは「こんなかたちになるとは思わなかったのでびっくりです。予定日より四、五日遅れて九月五日に生まれました。町にむけて村も発展しつづけると



中村翔香ちゃん

いうことですので、それに合わせて子どもと一緒にすくすく育てて欲しい」と喜びを語ってくれました。

横越村の人口の推移

国勢調査の人口の推移を見ると調査を開始した大正九年以降ゆるやかに増加し、戦中戦後期に急速な人口の増加がありました。だが、高度経済成長期の人口流出で昭和二十五年以降減少に転じました。その後新潟市近郊の立地条件を活かした宅地造成などによる新潟市を中心とした村近郊からの転入者が増え、昭和五十年以降急激に増加しています。

明治三十四年に合併した際の本籍人口は八、四八八人でしたが、その後増加し、一人を越えたこともありました。

しかしながら、国勢調査では未だ一人を達成したことは有りません。これは国勢調査が実際に住んでいる人を調査するため、調査の時点で長期間村外の病院に入院したり、就学した

郵便受箱と表札設置のお願い(横越郵便局)

郵便局ではお客さまからお預かりした大切な郵便物を、汚損や破損から守るとともに誤配達等を防止するため、郵便受箱の設置及び表札の掲出をお願いします。

近年、郵便物の大型化に伴い、郵便物が差入口に入らない。進学、就職、新築等による引っ越しにより表札が掲出されていないと配達業務に支障が生じるためご理解とご協力を呼びかけるものです。

なお、郵便局では受箱、表札とも郵政弘済会へ注文のお取次ぎをしていますので、外務員か局へ連絡していただければカタログをお届けします。

平成五年度水道事業会計決算

一、〇五〇万円の繰越

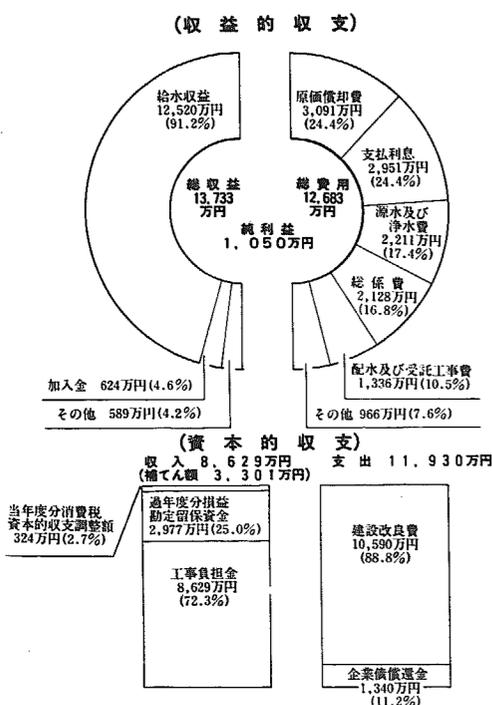
九月定例議会で平成五年度水道事業会計決算が認定されました。

収益的収支の収入において給水収益、受託工事収益も増加しましたが、支出の資産減耗費、配水及び受託工事費も増加したため、純利益は一〇五〇万円にとどまりました。

資本的収支においては、横越、沢海、木津地区において配水管布設と配水管布設替換工事を一〇、〇八三万円で昨年の倍以上、二六七が施工しました。

収入は下水道関係などの工事負担金です。そして、支出に対して収入の不足額三、三〇一万円は、補てん財源(図のとおり)を使用しました。

今後も公共下水道による水洗化の向上、住宅団地ができることにより、水の需要は順調に増えていくものと思われます。今後も、安全な水の安定供給を行うとともに、下水道の工事と並行して老朽化した石綿管の布設替換工事を進めていきます。



共同募金 赤い羽根募金

10月1日～12月31日

平成6年度共同募金目標額 2,498千円に決定

10月1日から全国一斉に赤い羽根募金運動が始まっています。今年の村の目標額は、赤い羽根募金で1,948千円と歳末たすけあい募金550千円のあわせて2,498千円となりました。後日、嘱託員、隣組長さんを通じてみなさんに共同募金のご協力を願っていますのでよろしくお願いいたします。

共同募金会横越村分会

平成6年10月1日より 国保制度改正のお知らせ

国保の給付が一部かわります

入院時食事療養費の支給

病気やケガで入院し療養の給付を受けるとき一日の食事にか

1日にかかる食事の費用	
入院時食事療養費	※1日600円を負担

住民税非課税世帯の方は1日450円(4ヵ月以上の長期入院患者は1日300円)、また、住民税非課税世帯の老齢福祉年金の受給者は1日200円を負担していただきます。

出産育児一時金の支給

国保ではこれまで被保険者が出産したときに助産費二十四万円と育児手当金五千円を支給していましたが、十月より支給額を改善し、あらたに産前産後一時金として三十万円を支給することになりました。

移送費の支給

国保では、移送を療養の給付

訪問看護療養費の支給

居室において医療をうける必要があると医師が認めたものが、訪問看護ステーションなどを利用したとき訪問看護療養費が支給されます。

国民健康保険標準負担額 減額認定証の交付

今回の制度改正により入院時食事療養費の一部負担額が軽減される人(住民税非課税世帯の人)については、入院の際に横越村国民健康保険が発行する国民健康保険標準負担額減額認定証を被保険者証とともに医療機関等の窓口提示しなければなりません。

この「減額認定証」が必要な方は、被保険者証と印鑑を持参のうえ役場住民課窓口で手続きをしてください。

※ 詳しくは役場住民課国保係にお問い合わせください。